

農協信用事業の現状と問題点

秋 山 喜 文

第1章 単位農協をめぐる経済環境の変化

1. 産業界における農業のシェアの趨勢的低下

古来農業は、わが国経済において重要な地位を占める産業であった。しかしながら表1、表2に見られるように、戦後高度成長時代を通じてそのウェイトは、確実に趨勢的に低下し、現在ではそのシェア（付加価値ベース）は、1.6%（平成7暦年）に過ぎず、製造業の中の1業種である金属製品製造業と同程度（同1.5%）という状況になっている。ちなみに平成7年時点では、農業の就業者数は3,499千人、金属製品製造業のそれは1,261千人である¹⁾。

かつて昭和26年度には農業は全産業の19.1%のシェアを占めていたのであり、このような推移を見ていると、まさにペティ＝クラークの法則 Petty=Clark's low の存在を看取することができよう。

（表1） 市場価格表示の国内総生産に占める農業の比率推移

年 度	国内総生産に占める農業の構成比 (%)
昭和 26 (1951)	19.1
30 (1955)	15.4
35 (1960)	9.1
40 (1965)	7.1

出典：経済企画庁『改訂国民所得統計（昭和26年度～昭和42年度）』

(表2) 名目国内総生産に占める農業の比率推移

暦年	国内総生産に占める農業の構成比 (%)
昭和 45 (1970)	4.4
50 (1975)	4.2
55 (1980)	2.7
60 (1985)	2.5
平成 2 (1990)	1.9
7 (1995)	1.6

出典：経済企画庁『国民経済計算年報（平成9年版）』

このようなシェア・ダウンをもたらした要因を考えると、終戦後の自作農創設による大改革のあとは、食管制度に支えられ、①製品（コメ）の全量政府買い上げ、②その販売単価（生産者米価）の決定にあたっては（市場原理とは全く無関係に）保守政党を通じての集団的圧力によるメーカー（生産者）有利の価格（米価）決定システム、③需給緩和（製品在庫増）を背景とする減反（生産調整）に対する補助金支給、等々、通常の製造業では考えられないような特殊な産業補助政策により、たとえば生産費のコスト・ダウンとか、生産物のマーケティング活動などの一般的な経営努力が全くなされないまま、ウルグアイ・ラウンド Uruguay Round 決着までの約40年間を推移してきた、という事実がある。

この結果、今日では、製造業あるいは多くの第3次産業と農業との間には、生産性の点で大きな差がつき、かつてはわが国の主要産業であった農業は限界的産業へと変容してしまっただのである。

2. 農家数の減少

この間、農家数は表3に示すとおり、逐年減少してきた。平成8年の農家数は、昭和25年時点の4割の水準にまで減少している。これは兼業農家を含めての計数であり、専業農家だけをとってみれば、昭和25年3,086千戸、平成8年436千戸で、わずかに14.1%にまで減少してしまっただのである。

(表3) 農家数推移

年次	農家数(千戸)
明治 37 (1904)	5,417
昭和 25 (1950)	6,176
35 (1960)	6,057
45 (1970)	5,342
55 (1980)	4,661
平成 2 (1990)	3,835
7 (1995)	2,651
8 (1996)	2,606

出典：総務庁統計局『日本統計年鑑』1997.

3. 兼業農家比率の上昇

このように減少を続ける農家について、その内訳を見てみると、専業農家の比率が急激に低下し、今日では兼業農家が全農家の83%を占めるまでに至っている。現在わが国ではもはや農業が主要産業とはいえない状況となっていることが、このような面からもうかがえるのである。

(表4) 兼業農家比率推移

年次	兼業農家比率(%)
明治 37 (1904)	30.3
昭和 25 (1950)	50.0
35 (1960)	65.7
45 (1970)	84.4
55 (1980)	86.6
平成 2 (1990)	84.6
7 (1995)	83.9
8 (1996)	83.3

出典：総務庁統計局『日本統計年鑑』1997.により算出

4. 農家収入の構成の変化

それでは農家の収入の内訳はどのようになっているであろうか。表5に見られるとおり、平成7年時点では、農家1戸当り平均で総収入11,573千円のうち、農業粗収益は32.8%に過ぎず、給与等の農外収入が49.8%、さらに年金等収入が17.5%を占めるにいたっている。現在では農家の家計を支えているのはもはや農業以外の収入といっても過言ではない。

(表5) 農家収入推移

(単位：千円)

年 度	農業粗収益	農外収入	(内労賃・給手当等)	年金・被贈等の収入	総収入
昭和35(1960)	359	211	136	40	649
45(1970)	985	972	763	199	2,156
55(1980)	2,421	3,829	3,158	1,079	7,329
平成 2(1990)	3,002	5,754	4,598	1,797	10,553
7(1995)	3,791	5,760	4,627	2,022	11,573

注：昭和35～平成2＝年度、平成7＝暦年

出典：総務庁統計局『日本統計年鑑』各年版

さらにこれを所得ベース（収入－費用）で見ると、同じく平成7年で、農業所得はわずか年間1,442千円、農家総所得の16.2%を占めるに過ぎない。同年の年金等収入は2,022千円で、農業所得は年金等収入をも下回っているのである。同年の農家の家計費は1戸当り平均年間5,705千円で、農業所得のみでは日常生活をすら営むことができない状態である。もちろんこれは、全国農家の平均値であるが、それを考慮しても農業という産業に従事することの困難さが推測される。（ちなみに、昭和35年度時点では、農業粗収益はまだ農家総収入の55.3%を占めており、農業所得を見ても農家総所得の50.0%を占めていた。）

農外収入の内訳を見ると、平成7年で80.3%が労賃・給手当等の収入である。これは兼業農家比率の上昇を反映している。また、年金等収入も逐年ウェイトを増加しており、農家内における高齢化の進行を如実に示すものといえよう²⁾。

（表6） 農家所得推移

（単位：千円）

年 度	農業所得	農外所得	年金、被贈等の収入	農家総所得	家計費
昭和35(1960)	225	184	40	449	368
45(1970)	508	885	199	1,592	1,225
55(1980)	952	3,563	1,079	5,594	3,942
平成 2(1990)	1,163	5,438	1,797	8,399	5,274
7(1995)	1,442	5,453	2,022	8,917	5,705

注：昭和35～平成2＝年度、平成7＝暦年

出典：総務庁統計局『日本統計年鑑』各年版

5. 今後の農協の位置づけ

このように、農協の存立基盤ともいえる農業は、これを純粹に産業としての見地から見る時、まさに悲觀的な状況で衰退の途を辿っているといわざるを得ず、農業特化金融機関、あるいは農家の相互扶助的経済システムとしての農協、および農協信用事業は、基本的にその存立のあり方、その果たすべき機能について、根底的に再検討をせまられているといわなければならないだろう。農業はどのようなあり方によってわが国の一つの産業として発展が可能となるのか（それは食糧安全保障とも関連づけて考慮されねばならない）、農協組織はこのような農業の変化に対して今のままの状態に対処しているのか、とくにその信用事業はこれから本格化する日本版ビッグ・バン Big Bang の中でどのようなあり方を模索すべきであろうか。農協および同信用事業をめぐる問題は、非常に深刻、かつ喫緊の問題となっているのである。

本稿は、とくに農協信用事業に焦点をしばって考察を深めるものであり、農協のあり方自体については思考の対象とするものではない。現在農協については、数個の農協の合併ということを中心に再検討が進められている。しかし現在までの合併の状況を見ていると、合併後の農協が果たしてどれだけの合理化効果を上げているのか、疑問なしとせざるを得ないだろう。基本的に上述のような農業の地位変化（衰退）に対処するための農協の合併であれば、合併後の

農協は単に従来の農協の集合体（それは規模の経済性 economies of scale の追求ということにはなろうが——）で終わってはならないであろう。単なる合併前の農協の寄り合い世帯ではなく、全く新しい一つの組織体として、効率性を追求する大型農協として再出発すべきであろう。しかし、現実には主として人的要因から、理事陣・職員陣は合併前農協のそれをそのまま引き継がざるを得ず、従って、人間の発想力には限界があり、かつ一人の人間の発想力には大変革が望めないところから、合併後の農協も従来の発想を引きずった農協経営となっているのではないだろうか。現在の農協のあり方、その果たすべき機能は、従来の農協の発想では不可という状況にあるのである。衰退した農業の中で、なお発展を求めて努力していくためには、新しい発想力が必要である。合併は（規模の利益、スケール・メリット scale merit を確保する点で）一つの方策ではあるが、同時に新しい経営体としての新しい発想力が必要となっている。しかしそれは、現時点ではまだ「解」は見出だされていないようである。これは今後合併する農協が模索していくべきキー・ポイントであろう。

第2章 単位農協における資金の調達・運用の状況

全国ベースでの単位農協の資産・負債の構造を見てみると、平成9年3月末日現在で表7の通りである。そこからいくつかの特徴点が指摘される。

1. 信用事業勘定の比率が高い

バランスシートで見ると、共済事業・経済事業に関する資産・負債に対して、信用事業に関する資産・負債の比率がかなり高く、全資産の（同時に負債・資本合計の）約9割を信用事業勘定が占めている。これは農協がその事業分野の一として信用事業（金融業務）を有するかぎり当然の現象であって、フローベースでなくストックベースで見ればこのような構造となる。

（表7） 全国農協貸借対照表（平成9年3月31日現在）

（単位：百万円（以下四捨五入）、％）

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
現金	299,123		貯金	68,195,361	87.9
預金	45,442,552	58.6	（貯金内訳）		
うち系統預金	(44,617,703)	<98.2>	要求払	(13,587,250)	<19.9>
（預金内訳）			定期性	(54,608,111)	<80.1>
要求払	(1,344,588)	<3.0>	譲渡性貯金	55,980	
定期性	(44,097,965)	<97.0>	借入金	913,550	
譲渡性預金	17,211		外国為替	240	
買入金銭債権	170,526		その他の信用事業負債	816,472	
商品有価証券	628		信用事業諸引当金	219,185	
金銭の信託	34,406		うち貸倒引当金	(185,948)	
有価証券	4,182,882	5.4	そのうち債権償却特別勘定	(56,390)	
貸出金	20,449,240	26.4	債務保証	53,540	
外国為替	2		（信用事業負債小計）	(70,254,328)	(90.6)
その他の信用事業資産	476,408		共済事業負債計	764,954	
債務保証見返勘定	53,540		経済事業負債計	1,070,283	
（信用事業資産小計）	(71,126,519)	(91.7)	*その他②	1,461,146	
共済事業資産計	54,375		（負債 合計）	(73,550,712)	(94.8)
経済事業資産計	2,007,885		出資金	1,367,313	
固定資産	2,725,197		*その他③	2,494,497	
外部出資	1,155,291		当期未処分剰余金	147,260	
*その他①	490,516		（資本 合計）	(4,009,070)	(5.2)
資 産 合 計	77,559,782	100.0	負 債 ・ 資 本 合 計	77,559,782	100.0

注：全国総合農協2,331組合の合計値

*その他①＝農地信託事業資産、雑資産、合併特別勘定、繰延資産の合計

*その他②＝農地信託事業負債、設備借入金、雑負債、諸引当金計の合計

*その他③＝未払込出資金(控除)、回転出資金、再評価積立金、法定準備金、資本積立金、特別積立金の合計

資料：農林水産省経済局農業協同組合課編『平成8事業年度 総合農協統計表』農林統計協会、1998.1.から作成

2. 調達勘定の主体は貯金

負債・資本合計の約9割は貯金である。資本勘定はわずかに5.2%に過ぎない。これも金融機関のバランスシートとしては通例の形であり、農協が本来農業専門金融機関として存立している以上当然のことである。

貯金の内訳を見ると、定期性貯金が8割を占める³⁾。これも農協信用事業の本来の機能から考え、営業性資金取扱いの比率が低いものである。加えて農家の蓄積金融資産が、①とくに農村部では競合金融機関が少ない、②農業という産業における投下資本回転期間の長期性、しかも天候・自然条件という人間の努力を越える要因に左右されること、などから来る農家の保守性、などの理由から、もっぱら農協の定期性貯金の形態で蓄積されているものと考えられる⁴⁾。

貯金の預入資金の源泉が何であるかは、もちろん統計上明確でないが、先述のような農家の所得構成、あるいは一般的な経済情勢も背景として、次のように考えることができる。

①本来の農業余剰資金の蓄積。ただしこれは先述のとおり、現在の農業所得の状況では、家計費をまかなった上での余剰ということは極めて困難であろう。ただ、農耕・畜産等の規模、その生産物の内容（付加価値状況）等によっては余剰蓄積も可能となろう。

②労賃俸給等、および年金収入を中心とする農外所得の蓄積。これは本来の農協の機能というより、一般金融機関としての機能で預入されるものであり、地理的制約条件がなければ、必ずしも農協が選択されるとは限らない性格のものである。

③土地売却代金。高度成長時代を通じて、農地の住宅地化が進行し、その土地売却代金が農協に預入されて来たが⁵⁾、さらにバブル期にはかなりの資金が流入したものと推測される。

3. 運用勘定の主体は系統金融機関への預金（預け金）

資産合計の約6割を占めるのは預金であり、しかもその98%は系統金融機関（主として県信連）への預金である。

これは一般の金融機関のバランスシートと比べて非常に特異な形である。一

一般的な金融機関の場合、運用の主体は融資で、これに次いで有価証券投資の比重が高いのが通例である。資金余剰の預金者から預金を受け入れ、それを資金を必要としている需資者（融資先）に供給する。それによって、多数の小口の資金を一本化して大口の需資に結び付ける、あるいは相互に相知ることのない資金供給者・資金需要者を結び付ける、という社会経済的機能を金融機関は果たしている。これが本来の金融「仲介」機能なのであるが、農協の場合は、単に貯金者の貯金を受け入れて、それを系統金融機関（県信連等）に預入し、農協は単に貯金を取り次いでいるに過ぎない、という状況になっており、確かに金融仲介機能とはいえようが、本来の「仲介」機能というよりは単なる「取り次ぎ」機能を果たしているに過ぎない。農協の貯金者はむしろ県信連に直に預入した方が（単位農協の経費等の貯金原価分、つまり農協貯金利子率と系統金融機関の預金利子率とのサヤの分だけ）金利的には有利とさえいえるのである。

なお、県信連段階の資金調達・運用状況を見てみると（全国の県信連の合計値）、表8・表9の通りである。

（表8） 県信連の資金調達構造（全国合計）

（平成9年3月31日現在） （単位：百万円、％）

項 目	金 額	構 成 比
単位農協を主体とした 貯金	47,255,302	93.6
譲渡性貯金	137,210	
その他の負債科目計	1,360,795	
資本科目計	1,725,912	
合 計	50,479,220	100.0

資料：農林中金総合研究所編『農林漁業金融の統計と解説 1997年版』農林中央金庫、1997.12.から作成

(表9) 県信連の資金運用構造(全国合計)

(平成9年3月31日現在)

(単位:百万円、%)

項 目	金 額	構成比
預け金	30,486,160	60.4
うち系統預け金	(29,547,141)	<96.9>
〃 系統外預け金	(737,019)	
〃 譲渡性預け金	(202,000)	
有価証券	11,878,834	23.5
貸出金	6,127,106	12.1
うち金融機関貸付	(513,653)	
その他の資産科目計	1,987,121	
合 計	50,479,220	100.0

注:住専融資は金融機関貸付に含まれる。現在は残高は減少している。

資料:農林中金総合研究所編『農林漁業金融の統計と解説 1997年版』農林中央金庫、1997.12.から作成

つまり県信連は、単位農協から預金を受け入れて、その大半はさらに上部機構である農林中金に預金しているのである。こうしていわゆる「系統金融機関」と呼ばれる、単位農協——県信連——農林中金という独自の金融機関グループが形成され、高度成長時代以来常に資金の「出し手」として、金融市場において抜き難い存在となっていたのである。そしてこのことが、バブル期に適切な資金運用先を見出し得なかった系統金融機関資金が、将来の利益獲得期待のもとに、大量に住専融資へと流入した背景ともなったのである。

このような状況を背景として考えると、単位農協の資金運用の良否は、もちろん農協自体の融資の質の良否が第一であるが、同時に、あるいはそれ以上に、県信連、さらには系統金融機関グループの資金運用の良否に左右されるといわざるを得ない。単位農協段階でいくら健全な資金運用を行っていても、預金先

の系統金融機関の資金運用が蹉跌を来せば、それは結局は単位農協にはね返ってくることになる。系統金融機関への預金がこれだけ大きな比重を占めるということは、単位農協段階での資金運用戦略には自ずと限界があるということを示している。

4. 融資の比重は低い

上述のように一般の金融機関の場合、資金運用の主体を占めるのは融資であるが、単位農協段階では融資は総資産の26%を占めるに過ぎない。それは、①上述のような農業の趨勢的比重低下を反映して、本来の農業資金需要の伸びが落ちた、ということがあろうが、それ以前に、②もともと農業は、農耕・畜産等の事業規模は固定性が強く、従って規模増大に伴う増加運転資金需要はあまり発生しない、つまり資金需要も同程度の規模での反復発生が主体とならざるを得ない、という事情も背景にあると考えてよい。

このような、一方での貯金の蓄積と、他方での資金需要の限定性とから、資金の安全かつ安定的な運用先を求めることが不可欠となり、余資はすべて系統金融機関への預金とならざるを得なかった。

なお、一般の金融機関では、融資以外の資金運用形態として有価証券投資の比重が融資に次いで高いのが通例であるが、単位農協段階では有価証券の比重は現在わずかに5.4%を占めるに過ぎない。これはバブル崩壊後有価証券投資を落としてきたということもあるが、本来農協信用事業に流入する資金の安定指向性から、結果的にこのような運用構造となっているのであろう。

なお、農協の融資に関し、バブル崩壊の折、系統金融機関の住専融資が大きな社会問題となったが、実際の系統金融機関の住専融資の内訳を見ると、

農林中金	8,100億円
県信連	3兆3,100億円
共済連	1兆3,100億円

となっており⁶⁾、単位農協段階で直接の住専融資がどの程度あったのかわからない。住専融資に関するかぎり、単位農協段階での直接の融資ではなく、むしろ主たる資金運用先（預金預入先）である県信連段階で、単位農協の資金が間

接的に住専へと融資されたことになろう。

単位農協独自の融資についていえば、本来の適正な融資判断によって融資が行われているかぎり、不良債権の発生は避けられる。不良債権が発生するケースを考えてみると、

①融資判断は適正に行われたが、経済環境の予想外の激変により、融資先の業況が悪化し、融資金の回収、並びに貸出利息の収受が困難になった場合。

これがいわば通常不良債権発生の場合であり、相当慎重に融資先の業況予測を行っていても避けられない面がある。これがいわゆる信用リスクである。このような場合に発生する損害をカバーするために、担保を取って債権保全をはかる。担保価値が十分であれば、その処分によって損害は補填される。

もしそれが補填されない場合は、当初の担保の評価が不適切であったということになろう。バブル期には担保の「時価設定」、つまり担保不動産の評価額の100%相当額を融資したケースもあったという。そのような場合、担保不動産を強制的に処分すれば時価（それは厳密に言えば実体が曖昧な金額であるが）で処分することは困難であり、いわゆる「目減り」、つまり融資額と担保処分数との間に差損が発生することになる。従って「時価設定」などは「適正な融資判断」ということにはならないのである。

適正な融資判断は、融資担当者が適正な判断をする能力を有しているか否かによって左右される。そのため、融資担当者の十分な教育と豊富な経験が必要となるのである。

②適正な融資判断を越えたところで融資の決定が行われる場合。

たとえば理事長の個人的なつながりで情実融資が行われるような場合である。これは本来避けるべき融資である。適正な融資判断で不可という結論が出ているのに理事職の圧力で融資を行うような場合、それが不良債権化する確率は非常に高い。そのような場合は担保徴求も不十分であることが多いため、担保を処分しても損害は補填されないことが多く、農協の融資で社会問題となる不良貸金はこのようなケースが多い。

単位農協の不良債権の状況については、貸借対照表の計数からだけでは算定することは困難である。一般的に債権償却特別勘定は回収不能債権の50%が引

き当てられていると考えていいので、単純にそのように計算すれば、回収不能債権は平成9年3月末日現在で約1,120億円程度、貸出金20兆4,492億円の0.5%程度となろうか⁷⁾。もちろんこれは全国単位農協の総合計の数値であるため、個別の単位農協段階で見れば、農協の経営自体を左右する金額ともなるわけで、個別の農協について見るほかないであろう。結局は個々の農協の経営陣の姿勢の問題となるのである。

5. 利益計上は信用事業と共済事業のみ

単位農協の部門別損益状況を見てみると、表10のとおりである。

(表10) 部門別損益状況（1農協当り）

(平成7年度分)

(単位：千円)

部 門	純 損 益
信用部	128,605
共済部	150,707
購買部	△80,268
販売部	△38,226
倉庫部	△ 8,749
加工利用部	△29,047
その他事業部	△ 4,183
合 計	118,839

資料：農林中金総合研究所編『農林漁業金融の統計と解説 1997年版』農林中央金庫、1997.12.

信用事業と共済事業は利益を計上しているが、経済事業はいずれも損失を計上しており、しかもこれは当該年度に限らず、恒常的にこのような形で推移している。農協は相互扶助的団体であり、組合員の利益のために存在しているの

だから、あえて利益計上を目的とすることはない。しかし法人として経済活動が続けていくためには、恒常的に欠損体質では存続し得ないのであって、もちろん農協組織全体で欠損を避ければいいので、いずれかの事業で損失をカバーできればそれでいいとはいうものの、恒常的に欠損を続けているとすれば、それは事業自体の体質改善を進めるべきではないだろうか。むしろ経済事業の独立採算をはかって、信用事業・共済事業については利益が出た分は何らかの形で組合員に還元するのが相互扶助組織としての本来の姿ではないだろうか。

以上農協の財務構造に関しては、資料の関係で平成8年度単年度の分析に終わっており、さらに過去にさかのぼっての時系列分析が必要であるが、これは将来の課題としたい。

第3章 今後の農協信用事業のあり方

1. 農業専門金融仲介機関としての存在

農協は本来、農業という産業における事業主体である農民（農家・農業従事者）の相互扶助組織として存在しているものである。従って、その本旨に従えば、農協信用事業はあくまで農業に関連した資金の仲介機関として発展していかねばならない。

しかし、すでに第1章で見たように、農業の趨勢的なシェア・ダウンは否定し得ない現実となっており、ひとり農協の信用事業のみが農業とは無関係に趨勢的にシェア拡大を続けることはもはや期待できない。

農協の信用事業が農業資金の相互扶助的金融組織としての機能に限定した活動が続けるとしたら、農協信用事業の将来は確実に先細りとなってしまふ。

今後、純粋に農業資金の相互扶助的金融仲介機関としての存続の余地があるとするなら、それは二つの分野が考えられる。

(1) 専業農家を中心に、純粋に農業資金の仲介機関機能に徹する。

この場合、少なくとも農業が産業として存続している期間は資金の動きがあ

るし、資金需要も発生する。本来の農業資金金融仲介機関としての社会的必要性は認められよう。

しかし、農業の傾向的シェア・ダウンの状況を念頭におけば、独立の金融機関としてペイするか、採算が取れるか、ということになると、それは厳しい問題となる。民間営利金融機関はもちろんのこと、相互扶助金融機関としても、最小限一定の規模が必要であり、全国規模の金融機関となれば別であるが、地域を単位とした農業専門の相互扶助金融機関としての存続には限界があろう。

結局は、零細農家を対象とした政府系金融機関（つまり採算を考えないで、国家資金を救済的に持ち出し出来るような機関）の存立に頼らざるを得ないであろう（例えば農民向け国民金融公庫のようなものを想定すればいいであろうか）。

(2)現在登場しつつある法人形態の農業事業者を対象とした金融仲介機能を積極的に拡大していく。

コメの生産・流通の自由化の流れの中で、逐次その姿を明確にしつつある法人形態の農業事業者に眼を向け、その資金の流れに対して全面的に金融仲介機能を果たしていく。おそらく、その保守的特性からして、農業（とくにコメ作り）の変革は極めて緩慢なスピードでしか進められないであろう。しかしそれでもここ数年の間におけるコメの生産・流通面における変化は次第に大きなものになって来ている。今はまだ躊躇気味の変貌であるが、それは徐々に変化の速度を上げていくであろう。コメの生産段階においても、今はまだ試行的な存在である法人的農業事業者は今後ますます本格的な存在となり、その生産性の比較優位から、零細農家に対して無視し得ない存在となっていこう。遠い将来として考えれば、小規模農地の法人への賃貸借（所有者である高齢者零細農民等は耕作を止めて農地を賃貸し地代を収受）や、同時的に零細農民が労働力として法人事業者に雇用される（給与の支給を受ける）、というような姿が一般的になってくるのではないか。

純粹に経済原理的に考えれば（つまり従来からの政治力利用による産業存続という行動原理を除外すれば）、農業が産業として存続し得るためには、生産合理化によるコスト・ダウン（たとえば農機減価償却費等の固定費、あるいは

肥料・農薬等の変動費率の引き下げによる損益分岐点比率の引き下げというような)と、広範なマーケティングによる販路の確保・拡大という、いわば「近代的な」経営管理を導入することが不可欠なのである。終戦後の自作農創設以来の、特殊産業として存続した期間は、あまりに長かったといえよう。その流れは現在も陰然として続いていることは、ウルグアイ対策費一つをとっても首肯し得るところである。

法人的農業事業者を対象とした農業専門金融仲介機関として農協信用事業が成り立つためには、法人的農業事業者の存在が一般的になるまで増加することが必要であり、それにはまだ数 decades (十年単位)の長い期間を要しよう。その間は、農協としてはこのような新しい事業体の資金の流れを研究する、あるいはこのような事業体の登場・発展を支援していく、という先行投資的な対応にとどまらざるを得ないだろう。

2. へき地特化金融仲介機関としての存続

農業がなくなることはないとしても、農業専門金融仲介機関として存続していくことが、上述のようにかなり困難となってくれば、それでは農協信用事業はどのような形での存続の道が考えられるであろうか。

その一つとして、農業専門金融仲介機関としての機能は併営しながらも、むしろ農業とは無関係に、いわば「へき地特化」型金融仲介機関として存続する道も考えられよう。つまり農村を主体とした過疎地、「へき地」における資金の流れの中で、必要とされる金融仲介機能を果たすような独自の金融機関として存続する道である。

そのようなへき地においては、当然流通する資金の総量も限界があり、そのニーズも限られたものとなる。従って、そのような金融ニーズを対象とする金融機関は、経営上非常に難しい状況に置かれるわけで、採算が取れるか、つまり企業として成立し得るか、ということがまず問題となる。利益を出せることがまず必要となる民間金融機関がそのようなへき地に支店・出張所を設置できない状況から考えても、そのようなへき地で存続出来る金融機関はかなり限定されるものであろうことは推測できる。少なくとも利益計上を考えなくてもい

い金融機関に限定されよう。つまり公的機関ということにならざるを得ない。

現在郵便局も、その民営化の問題と関連して、将来の存続理由を模索する中で、高齢化の進行を前提に、過疎地域における独自の高齢者福祉対策機能を兼担する金融機関としての道を検討している。郵便局の場合は全国組織であるので、一狭小地域では経営的に成立しなくても、全国規模で何らかの方策を講じて存続をはかることが可能となろう。

しかし、単位農協の場合は、その営業範囲は一狭小地域に限定されており⁸⁾、へき地特化型金融仲介機関として存続することは非常に困難と言えよう。

3. 農協信用事業の将来像

以上述べてきたように、今後の農協信用事業は、旧来の農業（農家）を前提とした相互扶助的金融仲介機関としてのあり方も先細りであり、へき地特化型金融機関という行き方も単位農協ベースでは採算的に非常に無理がある。わずかに、法人組織をもって農業に取り組む新しい農業事業者については、その資金取引ニーズにこたえることによって、農業専門金融機関としての農協信用事業の本来の機能を果たすことになろう。しかし、法人組織による農業事業者については、徐々に事態は展開しつつあるとはいえ、一般農家保護の見地からの規制は強く、その進行の度合いはなお遅いことが予想される。（1998. 7. 22. の『日本経済新聞』は、農林水産省が、「農業生産法人」の株式会社化と、異業種の資本参加を、2,000年までに認める方針であることを報じているが、「戦後農政の転換につながるだけに、農業団体などからの反発も予想される。」とコメントしている。）

従って、結局のところ、現段階で判断するとすれば、先細りが見込まれるとはいえなお農業専門金融仲介機関としての機能を中心の柱に据え、これに加えてへき地に不可欠の金融機関として評価されるような営業展開を行い、組合員であるか否かを問わず、広く地域住民の資金取引ニーズにこたえ、独自の農村地域金融機関としてのあり方を模索していくほかない、ということになろう。

もちろん、現在農協はいわゆる農村部だけでなく、都市部にも立地し、一般の金融機関に伍して営業活動を展開している⁹⁾。都市部の農協と農村部の農協

とは当然取扱資金の量、あるいは質にも差があり、営業活動も自ずから異なったものとなってくる。都市部の農協信用事業のあり方は農協としてはやや異質の分野にまで手を広げざるを得ないところがあるが、ここでは農村部の本来の農協信用事業に問題をしばって考察をした。

ところで、これまで述べてきたのは、最近までの農協信用事業の基本的な問題点についてであるが、今また、新しい問題が生じてきている。それは金融システム改革、いわゆる日本版ビッグ・バンの問題である。日本版ビッグ・バンがどのような内容のもので、それが具体的に農協の信用事業にどのような影響を及ぼすか、これは早急に検討すべき課題であるが、日本版ビッグ・バン自体がいわば「現在進行形」ともいうべき流動的な状況にあることもあり、この問題は次の機会に取り上げることとしたい。

[付記]

本研究は、平成9年度及び10年度の熊本県地域貢献研究事業の一つとして取りまとめたものである。

[注]

- 1) 総務庁統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」(産業、従業上の地位別就業者数)による。
- 2) 望月徹「農林漁業・組合金融の現況と見通し」第2章 農林中央金庫『農林金融』1997年1月号 p25も参照。
- 3) この特性が逆に、現下の超低金利下での農協貯金の不振を招いている。
「第一は、貯金の伸び率が過去最低となったが、貸出金の伸び率は上昇したことである。」「超低金利の持続により、現金・当座性預貯金の選好が高まり、定期性預貯金の魅力が低下したことは、農協資金にも影響を及ぼした。」(望月徹「平成7年度農協金融の回顧」農林中央金庫『農林金融』1996年9月号 p77.)
- 4) 「このように、農家の貯蓄行動は、預貯金や生命保険などの積立金中心で、株式などリスクの大きい商品への投資が極めて少ない。勤労者の貯蓄行動

との相違の背景には、貯蓄商品を選択する際に、安全性を収益性より重視する傾向が勤労者世帯よりも強いことが挙げられよう。一般に、安全性より収益性を重視する傾向は、若い人ほど高いが、農家では高齢者の占める割合が高いため、安全性を重視する傾向が強いとも考えられる。」（重頭ユカリ「農家の金融行動と農協」 農林中央金庫『農林金融』1995年10月号 p 19.）

- 5) 荒井浄二『知られざる大機関投資家 農協金融』 東洋経済新報社、1994. 4. p 29.

なお、斉藤由理子「マネーフローの変化と農協信用事業」 農林中央金庫『農林金融』1996年3月号 p 25、および重頭ユカリ上掲論文 p 20～21. も参照。

- 6) 大倉泰治『金融破綻 これから始まる「不良債権危機」』 PHP 研究所、1996. 12. p 131. による。時点は明示されていないが、1996年3月末と推定される。

なお、別の文献によれば、住専7社の業態別借入残高は、1994年度末で、合計12兆9,759億円、うち農林系金融機関5兆4,753億円、そのうち県信連3兆3,435億円となっている。（佐伯尚美『住専と農協』 農林統計協会、1997. 10. p 40.）

ちなみに、住専処理における最終的な系統金融機関の負担は、5,300億円となっている。（佐伯尚美上掲書 p 90. ほか。）

- 7) 平成10年8月29日付日本経済新聞では、次の様に報道されている。

「農水省は二十八日、全国の農協が九七年度に実施した資産の自己査定の集計結果を発表した。（中略。第四、第三、第二分類債権を合わせた）問題債権の額は一兆五千五百四億円で、貸出金総額二十一兆三千三百五億円で占める比率は七・三%となった。

農協全体の問題債権が公表されるのは初めてで、三月末時点で信用事業を営んでいた計二千七十三の農協を対象に集計した。内訳は第四分類千二百三十二億円、第三分類千四百六十八億円、第二分類一兆二千八百四億円。」

回収不能の債権は1,232億円ということであるから、筆者の推定はほぼ近い数値ということになる。

- 8) 農協の地域金融機関性については、次の論文も参照。田中久義「農協信用事業の役割」 農林中央金庫『農林金融』1997年4月号。
- 9) 大都市部農協の問題については、つぎの論文も参照。村本孜「共同組織金融としての農協の課題と展望」 農林中央金庫『農林金融』1997年4月号 p5.

[参照文献一覧]

- 荒井浄二 『知られざる大機関投資家 農協金融』 東洋経済新報社、1994.4.
- 大内力編 『不良債権問題と農協系統金融』（日本農業年報43）農林統計協会、1997.6.
- 大倉泰治 『金融破綻 これから始まる「不良債権危機」』 PHP研究所、1996.12.
- 斉藤由理子 「マネーフローの変化と農協信用事業」農林中央金庫『農林金融』1996年3月号
- 佐伯尚美 『住専と農協』 農林統計協会、1997.10.
- 重頭ユカリ 「農家の金融行動と農協」 農林中央金庫『農林金融』1995年10月号
- 炭本昌哉 『これからの農協金融』 家の光協会、1992.9.
- 多胡秀人 『地域金融ビッグバン』 日本経済新聞社、1998.3.
- 田中久義 「農協信用事業の役割」 農林中央金庫『農林金融』1997年4月号
- 坪谷二郎 『金融破綻と銀行経営』 中央経済社、1997.2.
- 土門 剛 『農協が倒産する日』 東洋経済新報社、1996.8.
- ” 『農協大破産』 東洋経済新報社、1996.10.
- 日本農業年鑑刊行会編 『日本農業年鑑』1998年版 家の光協会、1997.12.
- 農林中金総合研究所編 『農林漁業金融の統計と解説（1997年版）』 農林中央金庫、1997.12.

- 三輪昌男 『農協改革の新視点』 農山漁村文化協会、1997.10.
- 村本 孜 「共同組織金融としての農協の課題と展望」農林中央金庫『農林金融』1997年4月号
- 望月 徹 「平成7年度農協金融の回顧」 農林中央金庫『農林金融』1996年9月号
- ” 「動向調査にみる貯貸金の動向」 農林中央金庫『農林金融』1996年11月号
- ” 「農林漁業・組合金融の現況と見通し」第2章 農林中央金庫『農林金融』1997年1月号
- ” 「平成8年度第2回農協信用事業動向調査結果」 農林中央金庫『農林金融』1997年5月号